

長門市土木系工事における「週休2日工事」の実施要領の改定について (お知らせ)

令和7年10月

長門市企画総務部監理管財課

土木系工事における週休2日の実現に向けた取組を推進するため、実施要領を改定し、**補正係数の変更と完全週休2日（土日）の取組**を開始しましたのでお知らせします。

詳細は長門市ホームページ（以下 URL）に掲載の「建設工事における「週休2日工事」について」を参照願います。

URL : <https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/soshiki/58/2257.html>

1 対象工事

現場作業を行う期間が1週間以上の全ての土木系工事を対象とします。

なお、災害復旧工事のうち、応急復旧工事（緊急随契を行うような工事）は対象外とします。

2 発注方式

「**週休2日工事（現場閉所型）・月単位**」又は「**週休2日工事（交替制）・月単位**」のいずれかとします。

3 発注方法

発注方法については、入札公告又は現場説明書に明示します。

4 経費の補正方法

発注時は、各事業毎に**月単位**※1の補正係数を各経費に乗じて積算を行います。

受注者が**完全週休2日**※2の実施を希望し、この達成が確認出来た場合は、完全週休2日の補正係数を各経費に乗じて積算し契約変更を行います。

※1 月単位：連続する全ての4週間（28日）において、4週8休以上の休日を確保している状態。

※2 完全週休2日：連続する全ての週において、土日の休日を確保している状態。

5 補正係数

補正係数については、積算条件書に明示します。

なお、詳細は、長門市ホームページに掲載する資料をご覧ください。

【事業区分】資料1：一般土木事業・水道事業・下水道事業・漁港漁場関係事業

資料2：農業農村整備事業（土地改良）

資料3：森林整備保全事業（治山・林道関係）

6 適用基準日

令和7年10月1日以降に、入札公告又は指名通知する工事から適用します。